

## 地区長 (敬称略)

相良地区	種茂和男	萩間地区	森田 淳	川崎地区	栗林高 清	勝間田地区	櫻井秀夫
片浜地区	大石茂生	地頭方地区	海野 実	細江地区	石神壽方治	坂部地区	板倉 元
菅山地区	増田基志	牧之原地区	永田 明				

## 区长 (敬称略)

相良区	板倉紀之	菅山区	増田基志	牧之原区(相良)	永田 明	静波区	大石一尋
福岡区	久保秀夫	中里区	松浦拓馬	地頭方区	戸塚辰芳	細江区	石神壽万治
波津区	種茂和男	白井区	大田靖司	落居区	植田一博	川崎区	栗林高 清
須々木区	一木克美	神寄区	森田 淳	豊岡区	海野 実	勝間田区	櫻井秀夫
大沢区	藤野昌利	西萩間区	萩原寿男	新庄区	松下政志	牧之原区(榛原)	大崎信博
大江区	河村則雄	東萩間区	鈴木 進	遠渡区	齋藤 保	坂部区	板倉 元
片浜区	大石茂生						

## 町内会長 (敬称略)

1丁目	木下正博	青池	大石宗一郎	新戸	山本正博	勝田下	中田 明
2丁目	本杉和秀	寄子	杉山康郎	庄内	柴由知白	三栗	大石義弘
3丁目	村井利幸	西福田	前田辰也	鹿島	森下喜白	朝生	加藤年昭
4丁目	鈴木靖幸	東福田	木村 宏	日機装	宮村 学	牧之原北	由中宏明
東5丁目	大石秀樹	根松	前田 乾	仁田	加藤俊夫	布引原	山本 篤
西5丁目	横田多門	堀の内	鈴木啓司	道場	杉本孝喜	牧之原中央	青島康之
6丁目	八木 孝	時ヶ谷	村松俊哉	追廻	戸塚則好	牧之原南	大石守昭
仲町	浜崎 匠	道上	大澤康宏	中	中野俊廣	坂部第1	杉本 篤
10丁目	松浦佳則	後原	望月倂司郎	勝間下	櫻井新治	坂部第2	良知 衛
11丁目	加藤友治	谷の口	野村和弘	勝間上	山本之敏	坂部第3	神崎敏一
12丁目	牧野輝行	橋向	櫻田敏雄	切山下	西下勝巳	坂部第4	鈴木 豊
東慶林	加藤芳一	藤沢	本杉芳美	切山中	村松正志	坂部第5	大石一巳
県営住宅	辻 昭哉	橋柄	飯塚芳啓	勝田上	村松良美	坂部第6	清水正明

## 自治

自治振興のリーダー  
**令和2年度 地区長・区长・町内会長のお知らせ**  
 問い合わせ 地域振興課 宮崎 ☎(23) 0053

## 組織体制の主な変更点

- ▶ 市民生活部の「市民課」と「相良窓口課」を統合再編し「市民課」と「国保年金課」を設置
- ▶ 商工企業課内の課内室である「企業立地推進室」を「商工企業課」から独立し「企業立地推進課」を設置
- ▶ 「商工企業課」を「商工振興課」に課名変更
- ▶ 「地域医療室」を「健康推進課」内に統合し「地域医療係」を設置
- ▶ 管理情報課に「情報政策係」を設置

旧組織			新組織		
総務部	管理情報課	入札検査係 情報システム係	総務部	管理情報課	入札検査係 情報システム係 情報政策係
市民生活部	市民課	窓口係 国保年金係	市民生活部	市民課	榛原窓口係 相良窓口係
	相良窓口係	総合窓口係		国保年金課	国保年金係 後期高齢者医療係
健康推進部	健康推進課	成人健康係 母子健康係	健康推進部	健康推進課	成人健康係 母子健康係 地域医療係
		地域医療室			地域医療係
産業経済部	商工企業課	商工振興係	産業経済部	商工振興課	商工振興係
	企業立地室	企業立地係		企業立地推進課	企業立地係

\*変更した部署のみ掲載しています。

## 組織

市役所の体制が変わりました  
**令和2年度 市役所の組織体制**  
 問い合わせ 総務課 加藤 ☎(23) 0051


## 情報

牧之原市LINE公式アカウント  
**市内のさまざまな情報を随時発信中!**  
 問い合わせ 情報交流課 森 ☎(23) 0040


市では、2月から「牧之原市 LINE 公式アカウント」を運用しています。  
 市からイベント情報や災害情報などをお届けするほか、子育て情報やゴミの情報など、ホームページや「まきはぐ」でよく見るページへのリンク集としても使うことができます。  
 LINEで情報を受け取るには「友だち追加」をしていただく必要があります。以下のQRコードを読み取るか、LINE ID「**makinohara\_city**」を検索して、ぜひ「友だち」になってください!

### \*これまでに発信した情報

桜の開花情報、テレビ放映情報、新型コロナウイルス関連情報、市内イベント情報、新たに開始したサービス情報 など



**牧之原市 LINE公式アカウント**  
(ID : makinohara\_city)



友だち追加はこちらから!

makinohara\_city

**[検索による友だち追加について]**  
 公式アカウントは、通常の友だち追加ボタン(ホーム画面右上、人物に+マーク)から検索してもヒットしません。ホーム画面上部の検索窓から検索してください。

## 組織

本年度もよろしく申し上げます  
**令和2年度 市役所の人事体制**  
 問い合わせ 総務課 加藤 ☎(23) 0051

- ▶ (建設理事) 森西洋之
- ▶ (総務部) 大石光良
- ▶ (防災監) 近藤恒史
- ▶ (総務課長) 源間成紀
- ▶ (管理情報課長) 佐々木悟
- ▶ (防災課長) 森田克彦
- ▶ (企画政策部) 辻村浩之
- ▶ (政策監) 大石 隆
- ▶ (秘書政策課長) 竹内英人
- ▶ (地域振興課長) 萩原貴憲
- ▶ (情報交流課長) 大石佳伸
- ▶ (財政課長) 櫻井康章
- ▶ (市民生活部) 桑田浩之
- ▶ (市民課長) 松下保弘
- ▶ (国保年金課長) 内藤治彦
- ▶ (税務課長) 藤田圭一
- ▶ (環境課長) 松下和久
- ▶ (福祉こども部) 河原崎貞行
- ▶ (社会福祉課長) 横山和久
- ▶ (子ども子育て課長) 永野智芳
- ▶ (保育園民営化推進室長) 榎葉清澄
- ▶ (こどもセンター長) 柴 直子
- ▶ (健康推進部) 鈴木郁美
- ▶ (健康推進課長) 水嶋美穂子
- ▶ (長寿介護課長) 植田伸也
- ▶ (産業経済部) 田形正典
- ▶ (産業経済課長) 名波克仁
- ▶ (農林水産課長) 原口克也
- ▶ (お茶振興課長) 瀧井円裕
- ▶ (商工振興課長) 山本英広
- ▶ (建設部) 飯塚英正
- ▶ (建設部長) 飯塚 一
- ▶ (建設管理課長) 山田哲士
- ▶ (建設課長) 池田 武
- ▶ (建築整備室長) 石原直樹
- ▶ (都市計画課長) 前田明人
- ▶ (新拠点整備室長) 吉添智宏
- ▶ (水道課長) 前田里芳
- ▶ (教育文化部) 内山卓也
- ▶ (学校教育専門監兼教育総務課長) 山本喜宣
- ▶ (学校教育課長) 杉田雅良
- ▶ (社会教育課長) 八木康仁
- ▶ (スポーツ推進室長) 松坂正年
- ▶ (会計) 黒田千尋
- ▶ (会計管理者兼会計課長) 原口 亨
- ▶ (議会事務局) 原口みよ子
- ▶ (議会事務局次長) 原口みよ子
- ▶ (監査委員事務局) 水野敬子
- ▶ (監査委員事務局) 水野敬子
- ▶ (広域施設組合) 水野浩充
- ▶ (環境保全センター所長) 水野浩充
- ▶ (榛原病院組合) 植松順弘
- ▶ (榛原病院組合事務局) 植松順弘
- ▶ (保育園・幼稚園・相良こども園関係) 市川美也子
- ▶ (勝間田保育園) 山本恵子
- ▶ (坂部保育園) 山本恵子
- ▶ (菅山保育園) 榎本知枝子
- ▶ (萩間保育園) 大窪妙子
- ▶ (地頭方保育園) 名波妙子
- ▶ (牧之原保育園) 小田知恵子
- ▶ (相良こども園) 松下志保子
- ▶ (地頭方幼稚園) 友田郁子

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。この保険料率は、各都道府県の広域連合が、医療費の増加などを見込んで2年ごとに算定します。令和2・3年度の保険料率は、次のとおり改定されました。



令和2年度の静岡県後期高齢者医療制度  
後期高齢者医療制度の保険料率などが改定されます

### ▶ 令和2・3年度の保険料率（年額）

区分	旧（平成30・令和元年度）	新（令和2・3年度）
所得割率	7.85%	8.07%
均等割額	4万400円	4万2,100円

\* 年間保険料 = 「所得割額（前年の総所得金額など - 基礎控除額 × 8.07%）」 + 「均等割額：4万2,100円」

### ▶ 賦課限度額が引き上げられます

中間所得者層の負担軽減を図るために、賦課限度額が引き上げられました。

区分	旧（平成30・令和元年度）	新（令和2・3年度）
賦課限度額	62万円	64万円

### ▶ 均等割保険料の軽減対象が拡大されます

均等割保険料の5割軽減・2割軽減について、低所得者層の負担軽減を図るため、軽減判定所得基準額が引き上げられ、軽減対象者が拡大されました。

区分	旧（令和元年度）	新（令和2年度）
5割軽減	33万円 + 28万円 × 被保険者数	33万円 + 28万5千円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 51万円 × 被保険者数	33万円 + 52万円 × 被保険者数

\* 軽減判定所得基準額は、世帯主および世帯のすべての被保険者の総所得金額の合計です。

### ▶ 均等割額の軽減措置の特例が見直されます

均等割額は、所得の低い人の負担軽減を図るため、世帯の所得の状況に応じて、法令により軽減措置（7割軽減・5割軽減および2割軽減）がとられています。さらに、これまで7割軽減にあたる人については、特例的に軽減割合が上乘せされてきました。世代間の公平を図り、医療保険を将来にわたり安心できる制度にする観点などから、次の通り段階的に特例が見直され、本来の軽減割合に戻ることになりました。

【】内の金額は、均等割額（令和元年度は4万400円、令和2・3年度は4万2,100円）に対する軽減後の保険料額です。

年度	軽減判定所得基準額（*1）	33万円以下（かつ、同じ世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない場合）	33万円以下
令和元年度		8割軽減【8千円】（*2）	8.5割軽減【6千円】
令和2年度		7割軽減【1万2,600円】	7.75割軽減【9,400円】
令和3年度		7割軽減【1万2,600円】	7割軽減【1万2,600円】

\*1 軽減判定所得基準額は、世帯主および世帯のすべての被保険者の総所得金額の合計です。  
 \*2 年金収入などが80万円以下などの要件を満たす場合は、介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給の対象になります。ただし、同じ世帯に住居税が課税される人がいる場合は対象外となります。年金生活者支援給付金は、保険料を納めた期間などにより支給額が異なります。

### ▶ 収入別保険料額（年額）のモデルケース「単身世帯で年金収入のみの場合」

年金収入額	令和元年度保険料	令和2年度保険料	上昇額
現役並み所得者（383万円）	21万500円	21万7千円	6,500円
月額15.7万円（188万円）	4万7,600円（均等割5割軽減）	4万9,200円（均等割5割軽減）	1,600円
基礎年金受給者（80万円以下）	8千円（均等割8割軽減）	1万2,600円（均等割7割軽減）	4,600円

問い合わせ 国保年金課 飯塚 ☎ (23) 0023

### 市民後見人養成講座を実施

認知症高齢者などの増加により、成年後見制度の需要がますます高まっています。市では、同じ住民の立場でその人に寄り添い、支援を行う「市民後見人（\*）」を養成するため「市民後見人養成講座」を実施します。

（\*）市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職や親族ではなく、一般の住民が務める後見人です。

### 事前説明会を開催

講座を実施するにあたり、事前説明会を開催します。事前説明会への参加は、養成講座の受講要件の一つとなりますので、養成講座受講を希望する人は必ず参加してください。

日時	5月29日(金) 午後2時～午後4時
場所	市総合健康福祉センターさざんか 2階会議室
対象	▶市民後見人の活動に関心があり、成年後見制度および高齢者や障害者に対する福祉活動に理解がある人 ▶おおむね30歳～70歳の人で、心身ともに健康である人 ▶牧之原市民 ▶原則として、指定した全ての講座を受講することが可能で、市民後見人として活動できる見込みがある人 など
参加費	無料（講座受講時はテキスト代負担あり）
定員	10人程度
申込期限	5月22日(金)
申込方法	電話または市ホームページにある申込書で申し込む。
その他	「市民後見人養成講座」は、8月から10月の平日午前10時～午後4時の時間で、全11日間の開催を予定しています。



「市民後見人養成講座」および事前説明会を開催  
あなたも「市民後見人」になりませんか  
問い合わせ 社会福祉課 寺田 ☎ (23) 0074

市では、日常生活を送る上で困りごとを抱え、金銭面などで困窮している人の相談を受け付ける「生活困窮者自立支援制度」を実施しています。

この制度は、日常生活に困窮を感じている人が生活保護などに陥ることの無いように支援していく制度です。相談内容の秘密は厳守します。

「家賃が払えない」「病気がちで不安」「失業してしまった」「仕事を見つけることができない」「借入金が多く生活ができない」など、暮らしの中で不安や困りごとを抱えている人の相談を受け、それらを解決していけるよう、当事者と一緒に考えていきます。一度ご相談ください。

### 実施している事業の種類

自立相談支援事業（市社会福祉協議会へ委託）	生活の困窮に関する一般的な相談を幅広く受け付け、支援策を検討し、ハローワークなど各種相談機関と必要に応じて連携しながら実施していきます。
住居確保給付金	失職などにより経済的に困窮し住居を失った、あるいは失う可能性のある人に対し、家賃相当額の「住居確保給付金」を支給します。一定の要件があります。
家計改善支援事業（市社会福祉協議会へ委託）	「公共料金が払えない」「収入があるのに生活がうまく回らない」「借入金が多い」など、家計のやりくりの問題がある場合に支援を行います。
子どもの学習・生活支援事業	生活困窮などの理由で、十分な学習の機会に恵まれないお子さんに学習の機会を提供します。随時、申し込みを受け付けています。
就労準備支援事業	「履歴書が書けない」「面接にうまく答えられない」「求職の申し込みの仕方が分からない」など、求職活動のノウハウを学ぶところから始め、早期の就労につなげる事業です。



生活に不安をお持ちの人は相談してください  
生活困窮者自立支援制度を活用しよう  
問い合わせ 社会福祉課 鈴木 ☎ (23) 0078